

## 剰余金処分案

(単位：円)

|     |                              |             |
|-----|------------------------------|-------------|
| I   | 当期末処分剰余金                     | 852,419,577 |
| II  | 剰余金処分額                       |             |
| 1   | 法定準備金                        | 80,000,000  |
| 2   | 利用分量割戻金<br>共同購入・店舗・生活事業利用割戻金 | 336,000,000 |
| 3   | 出資配当金                        | 10,165,460  |
| 4   | 任意積立金<br>新店・修繕・除却損・減損積立金     | 370,000,000 |
|     |                              | 796,165,460 |
| III | 次期繰越剰余金                      | 56,254,117  |

上記のとおり剰余金処分案を提案いたします。

2020年6月23日  
理事長 真方和男

### 剰余金処分案の注記事項

- (1) 定款76条利用分量に応ずる割戻しを以下の基準で行います。  
2003年総代会決定で「剰余金の40%を組合員に対して出資金および利用高に応じて割り戻す」としました。当年度は、通常総代会時点の在籍組合員に対して、2019年4月から2020年3月までの店舗と共同購入利用高に対して1.10%、生活事業利用高の0.55%の割戻しを行います。
- (2) 定款第77条による出資配当を以下の基準で行います。  
2003年総代会決定の「3月31日現在のゆうちょ銀行の1年定額貯金利率に0.2%を加えた額」にもとづいて、2020年3月末の1年定額貯金利率0.010%に0.2%を加えた0.210%で出資配当を行います。  
通常総代会時点の在籍組合員に対し、2019年4月から2020年3月の各月末の平均出資金額に対して、0.210%（税引き後0.167%）の出資配当とします。
- (3) 税効果会計の影響により、当期剰余金が減少しています。同額を税効果積立金より取り崩し、税効果による剰余金の変動が利用割戻しに影響しないようにしています。
- (4) 次期繰越剰余金には、消費生活協同組合法第51条の4第4項の教育事業等繰越金5,000万円が含まれています。

上記の利用割戻しと出資配当は、割戻し額のすべてを組合員さんの「くらしの積立」に加算します。  
詳しくは、7月わが家の声カードでご案内します。